電気需給約款

法人低圧

2026年 11月 1日実施

株式会社UPDATER

電気需給約款目次

Ⅰ　総則 ..... - 3 -
第１条 (対象となるお客さま) ..... - 3 -
第２条 (約款の変更) ..... - 3 -
第３条 (約款の適用) ..... - 3 -
第４条 (定義) ..... - 4 -
第５条 (単位および端数処理) ..... - 5 -
第６条 (実施細目) ..... - 5 -
Ⅱ　契約の締結 ..... - 5 -
第７条 (需給契約の申込み) ..... - 5 -
第８条 (需給契約の成立および契約期間) ..... - 6 -
第９条 (需要場所) ..... - 6 -
第１０条 (需給契約の単位) ..... - 6 -
第１１条 (供給の開始) ..... - 6 -
第１２条 (需給契約書の作成) ..... - 7 -
第１３条 (承諾の限界) ..... - 7 -
Ⅲ　契約種別および料金 ..... - 7 -
第１４条 (契約種別) ..... - 7 -
第１５条 (料金等) ..... - 11 -
Ⅳ　料金の算定および支払い ..... - 11 -
第１６条 (料金の適用開始の時期) ..... - 11 -
第１７条 (検針日) ..... - 11 -
第１８条 (料金の算定期間) ..... - 11 -
第１９条 (使用電力量の算定) ..... - 11 -
第２０条 (料金の算定) ..... - 12 -
第２１条 (日割計算) ..... - 12 -
第２２条 (料金の支払義務および支払期日) ..... - 12 -
第２３条 (料金その他の支払方法) ..... - 13 -
第２４条 (延滞利息) ..... - 13 -
Ⅴ　使用および供給 ..... - 13 -
第２５条 (適正契約の保持) ..... - 13 -
第２６条 (需要場所への立入りによる業務の実施) ..... - 14 -
第２７条 (電気の使用にともなうお客さまの協力) ..... - 14 -
第２８条 (供給の停止) ..... - 14 -
第２９条 (供給停止の解除) ..... - 15 -
第３０条 (供給停止期間中の料金) ..... - 15 -
第３１条 (違約金) ..... - 15 -
第３２条 (供給中止または使用の制限もしくは中止) ..... - 15 -
第３３条 (制限または中止期間中の料金) ..... - 15 -
第３４条 (損害賠償および債務の履行の免責) ..... - 15 -
第３５条 (設備の賠償) ..... - 16 -

Ⅵ　契約の変更および終了 ..... - 16 -
第３６条 (需給契約の変更)..... - 16 -
第３７条 (名義の変更)..... - 16 -
第３８条 (需給契約の終了)..... - 17 -
第３９条 (解約等) ..... - 17 -
第４０条 (需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け) ..... - 18 -
第４１条 (需給契約終了後の債権債務関係) ..... - 18 -
Ⅶ　供給方法、工事および工事費の負担..... - 18 -
第４２条 (供給方法および工事)..... - 18 -
第４３条 (工事費負担金等相当額の申受け等) ..... - 18 -
Ⅷ　その他 ..... - 18 -
第４４条 (反社会的勢力の排除) ..... - 18 -
第４５条 (準拠法) ..... - 18 -
第４６条 (管轄裁判所) ..... - 19 -
第４７条 (信用情報の共有)..... - 19 -
第４８条 (お客さまの個人情報の共同利用) ..... - 19 -
第４９条 (ブロックチェーン技術について)..... - 19 -
第５０条 (一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項)..... - 20 -
附則 ..... - 21 -
第１条 (約款の実施期日)..... - 21 -
第２条 (この約款の実施日を含む料金の算定期間の特例)..... - 21 -
別表Ⅰ .....
第１条 (電源調達費調整額) ..... - 1 -
第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) ..... - 3 -
第３条 (各プランの特徴) ..... - 4 -
第４条 (料金単価) ..... - 5 -
別表Ⅱ .....
第１条 (従量料金)..... - 1 -
第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) ..... - 1 -
第３条 (各プランの特徴) ..... - 2 -
第４条 (料金単価) ..... - 3 -

電気需給約款

Ⅰ　総則

第１条（対象となるお客さま）

(1) この電気需給約款（以下「約款」といいます。）は株式会社 UPDATER（以下「当社」といいます。）が電気需給契約者または利用者(以下「お客さま」といいます。）に、低圧で電気を供給する場合における供給条件を定めるものです。お客さまは、約款の個別の条項について承諾するものとします。

(2) この約款は、次に記載された一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧の電気の供給を受けるお客さまに適用します。ただし、離島は除きます。

- 北海道電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「北海道エリア」といいます。）
- 東北電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「東北エリア」といいます。）
- 東京電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「関東エリア」といいます。）
- 中部電力パワーグリッド株式会社（以下その供給地域を「中部エリア」といいます。）
- 北陸電力送配電株式会社（以下その供給地域を「北陸エリア」といいます。）
- 関西電力送配電株式会社（以下その供給地域を「関西エリア」といいます。）
- 中国電力ネットワーク株式会社（以下その供給地域を「中国エリア」といいます。）
- 四国電力送配電株式会社（以下その供給地域を「四国エリア」といいます。）
- 九州電力送配電株式会社（以下その供給地域を「九州エリア」といいます。）

第２条（約款の変更）

(1) 当社は、第３６ 条（需給契約の変更）に定めるほか、Web サイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに通知したうえで、約款を変更することがあります。この変更に異議のあるお客さまは、当社が通知してから 30 日以内に当社に申し出ていただくことで、契約期間満了前であっても契約を解約することができます。お客さまが上記期限までに約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、上記期限の経過をもって変更後の約款に変更されるものとみなします。なお、当社は、約款を変更する際には、変更後の約款を当社の Web サイト等を通じて周知するものとします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、第３６条（需給契約の変更）の定めにかかわらず、約款を変更いたします。この場合の約款の変更に関する手続きは(1)に準じます。

第３条（約款の適用）

当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務および供給条件は、約款によるものとします。

また、別途、電気需給契約書（以下「契約書」といいます）を締結する場合で、契約書の規定と約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先します。また、法改正等により約款の規定の一部が無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。

なお、約款および契約書に定めのない事項については、関連法令および一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の接続供給の条件等を記載した書面に従うものとします。

第４条（定義）

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) お客さま

当社から、当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けることを希望する方のことをいいます。

(2) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 供給地点

当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(7) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(8) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(10) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(11) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(12) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、当該一般送配電事業者が設置した計量器より供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。ただし、やむを得ない場合には、供給電圧と異なる電圧により計量するものとし、計量した使用電力量を原則として 3 パーセントの損失率によって修正した電力量といたします。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金単価および電源調達費調整単価には消費税等相当額を含みます。

(14) 電源調達費調整額

電源調達費用の変動を従量料金に反映する項目として、別表Ⅰ第１条（電源調達費調整額） に示す算出方法にもとづき適用します。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(16) JEPX

一般社団法人日本卸電力取引所のことをいいます。

(17) エリアプライス

JEPX が公表する取引実施日ごとおよび 30 分ごとの約定価格をスポット市場価格といい、供給エリアごとのスポット市場価格をエリアプライスといいます。

(18) 損失率

発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率をいいます。各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

第５条 (単位および端数処理)

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。契約電力の単位は、１キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。

(3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、端数については切り捨てるものとします。

第６条 (実施細目)

(1) 約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の締結

第７条 (需給契約の申込み)

(1) お客さまが新たに電気の需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

(2) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、あらかじめ当該一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(3) 契約電流、契約容量および契約電力については、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。必要に応じて 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を当社所定の様式により申し出ていただきます。なお、供給開始後の毎月の最大需要電力が、契約電流、契約容量または契約電力を上回る場合、電気設備の変更を行った場合等には、契約電流、契約容量または契約電力を見直していただきます。

第８条 (需給契約の成立および契約期間)

(1) 需給契約は、お客さまの申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解除することがあります。

(2) 契約期間は、需給契約が成立した日（承諾書の提出日または電気需給契約締結日）から、最初に到来する 3 月の検針日の前日まで（３月の検針日が 1 日の場合は 3 月末日まで）といたします。ただし、契約期間満了の２ヶ月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する意思表示がなされない場合には、需給契約は、契約期間満了後も１年ごとに、通知した条件で自動延長されるものとし、以後も同様とします。なお、当該通知は原則毎年 12 月末日まで通知いたします。

(3) 前項但書の場合において、他の契約条件に変更がなく契約期間のみが延長される場合には、原則として、当社は、事前に新たな契約期間を、書面を交付することなく説明するものとし、当社の名称および住所、お客さまとの契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせするものとします。また、お客さまは、本項の取扱いについて、予め承諾するものとします。

(4) 需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終了日は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日とします。

第９条 (需要場所)

需要場所は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところによるものといたします。

第１０条 (需給契約の単位)

当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。ただし、1 需要場所について電灯または小型機器と動力を合わせて使用する需要の場合、当社は複数の電気需給契約を締結することがあります。

第１１条 (供給の開始)

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気の供給を開始いたします。この場合の需給開始日は以下の通りといたします。

イ） 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

ロ） 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申し込みをした後に到来する最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第１２条（需給契約書の作成）

当社が需給契約書の作成を必要と認める特別の事情がある場合には、需給契約書を作成いたします。

第１３条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他やむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

第１４条（契約種別）

(1) 契約種別は、次のとおりといたします。他については別途協議を行います。

従量電灯 A（スタンダード、再エネ 100、プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、従量電灯 B（スタンダード、再エネ 100、プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、従量電灯 C（スタンダード、再エネ 100、プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）、低圧電力（スタンダード、再エネ 100、プレミアム RE100、Green Direct スタンダード、Green Direct 再エネ 100、Green Direct プレミアム RE100）

イ） 従量電灯 A（関西エリア、中国エリア、四国エリア）

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㋐ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が
6 キロボルトアンペア未満であること。

㋑ 1 需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が
50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用

状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、㋐に該当し、かつ㋑の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

③ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって行います。

④ その他

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置や契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為等は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。

ロ) 従量電灯 B（北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア）

① 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㋐ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

㋑ 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、㋐に該当し、かつ㋑の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

㋐ 契約電流は、10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

㋑　当該一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他適当な装置（以下、電流制限器等、といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

④　その他

電流制限器等や契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為等は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。

ハ)　従量電灯 C（関西エリア、中国エリア、四国エリアでの名称は「従量電灯 B」）

①　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㋐　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

㋑　1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、㋐に該当し、かつ㋑の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

②　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③　契約容量

契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

㋐　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1／1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトとします。

㋑　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1.732 × 1／1000

④　その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為等は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。

ニ)　低圧電力

①　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㋐　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

㋑　1 需要場所において従量電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、㋐に該当し、かつ㋑の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

②　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

③　契約電力

契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

㋐　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1／1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトとします。

㋑　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1.732 × 1／1000

④　その他

㋐　契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を

介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、解約もしくは別に定める違約金を申し受ける場合があります。

㋑ お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申出ていただきます。

(2) 契約種別は、原則として、契約期間途中は変更できません。

第１５条（料金等）

料金は、基本料金、従量料金および別表Ⅰ第２条または別表Ⅱ第２条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、スタンダード、再エネ 100 およびプレミアム RE100 の従量料金は別表Ⅰ第１条（電源調達費調整額）によって算定された電源調達費調整額を加えたものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第１６条（料金の適用開始の時期）

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第１７条（検針日）

検針日は、当該一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

第１８条（料金の算定期間）

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間、または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 当該一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日（電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間、または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第１９条（使用電力量の算定）

(1) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る接続供給電力量とし、30 分ごとに算定されます。

(2) 料金の算定期間の使用電力量は、前項の 30 分ごとに算定された使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(3) 使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等にもとづき、当該一般送配電事業者により検針され、当社に通知されます。
(4) 当社は、当該一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。
(5) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、当該一般送配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者とお客さまとの協議によって定めていただくこととします。

第２０条（料金の算定）
(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
イ） お客さまに電気の供給を開始、または需給契約が終了した場合
ロ） 第１８条（料金の算定期間）(2)の但書の場合で、計量期間等の日数が、その計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者が定めた日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第２１条（日割計算）
(1) 当社は、第２０条（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
イ） 基本料金は、下記（日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。
１月の基本料金×（日割計算対象日数／検針期間の日数）
ただし、第２０条（料金の算定）(1)ロに該当する場合は、
（日割計算対象日数／検針期間の日数）は、（日割計算対象日数／暦日数）といたします。
ロ） 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
ハ） 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
(2) 第２０条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

第２２条（料金の支払義務および支払期日）
(1) お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求額が確定した日（以下「支払義務発生日」」といいます。）に発生いたします。また、需給契約が終了した場合は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求額が確定した日といたします。
(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
(3) 支払期日は、別途通知する日（原則として支払義務発生日から起算して 30 日目）といたします。
(4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌営業日にいたします。

(5) 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過少額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。なお、支払額が請求金額よりも過小の場合には、第２４条(延滞利息)を適用いたします。

(6) 当社は、電気料金その他の債務の明細書を当社の Web サイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法にて通知することにより、お客さまに通知いたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受ける場合があります。

第２３条 (料金その他の支払方法)

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額についてはそのつど、原則として、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

(2) お客さまが料金を支払う際、振込手数料が発生した際にはお客さまに負担いただきます。

(3) 当社に対する支払いは、当社が指定した金融機関等に、料金が払い込まれたときになされたものとします。

(4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

第２４条 (延滞利息)

(1) お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける場合があります。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

延滞利息額＝電気料金×10%×支払までの日数÷365 日

※電気料金からは再生可能エネルギー促進賦課金と消費税相当額は除きます。

(3) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ 使用および供給

第２５条 (適正契約の保持)

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第２６条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社および当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(2) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務

(3) お客さまの電気工作物の検査等の業務

(4) その他約款によって、需給契約の成立、維持、変更もしくは終了に必要な業務

(5) その他、お客さまの要望により、当社が立入りの必要があると判断した業務

第２７条（電気の使用にともなうお客さまの協力）

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは、支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ） 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ） 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ） 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

ニ） 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ） その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

第２８条（供給の停止）

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。

イ） お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ） お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、そのお客さまに係る電気の供給を停止することがあります。

イ） お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ） 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ） 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき

第２９条（供給停止の解除）
第２８条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合であっても、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を当該一般送配電事業者に依頼いたします。

第３０条（供給停止期間中の料金）
第２８条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間を「１月」として算定した料金を支払っていただきます。

第３１条（違約金）
(1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
(2) (1)の免れた金額は、約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が合理的に決定した期間を不正に使用した期間といたします。

第３２条（供給中止または使用の制限もしくは中止）
(1) 当該一般送配電事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
イ) 当該一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または生ずるおそれがある場合
ロ) 非常変災の場合
ハ) その他保安上必要がある場合
(2) (1)の場合には、当社または当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第３３条（制限または中止期間中の料金）
当社は、第３２条（供給中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、原則として、その期間中についても供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

第３４条（損害賠償および債務の履行の免責）
(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
(2) 第３９条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合で、それが当社の責めとならない理由による物であるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5) 以下の各号の事由が発生したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

イ) 地震等の天災地変が起きた場合

ロ) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

ハ) その他前各号に類する不可抗力事由が生じた場合

第３５条 (設備の賠償)

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

第３６条 (需給契約の変更)

(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) 当社は、一般送配電事業者の料金の改定がされた場合、託送供給等約款の改定により料金改定が必要となる場合は、第２条 (約款の変更)の定めにかかわらず、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。

イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ) 新料金単価適用開始日までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

(3) 当社は、発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順にしたがい、需給契約における新たな料金単価を定めます。

イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。

ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金適用開始日の 30 日前までに、当社に対して通知することで需給契約を解約することができます。この場合には、需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

ハ) 上記ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

第３７条 (名義の変更)

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の

手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社が適切と判断した方法により申し出ていただきます。

第３８条（需給契約の終了）

(1) 需給契約は、その期間満了をもって終了いたします。

(2) 需給契約期間中に、お客さまが約款にもとづく需給契約を終了する場合は、あらかじめその終了期日を定めて、10 営業日前までに当社に通知することで需給契約を終了できるものといたします。

(3) 需給契約は、第３９条（解約等)および次の場合を除き、お客さまが当社に通知した終了期日に終了いたします。

イ) 当社の責に帰すことのできない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

(4) 第３９条(解約等)によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は終了するものといたします。

第３９条（解約等）

(1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、解約の 15 日前までに通知いたします。

イ) 当該一般送配電事業者の託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ) お客さまが、支払期日を経過してなお料金を支払われない場合

ハ) お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ) 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ) お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

チ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ) お客さまがその他約款に反した場合

ヌ) その他、当社がお客さまとの契約を継続できないと判断した時

(2) お客さまが、第３８条（需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった翌日に需給契約は終了するものといたします。

第４０条（需給契約の解約にともなう費用相当額の申受け）
当社が第３９条（解約等）により需給契約を解約する場合には、当社は、需給契約の終了または解約に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の終了日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

第４１条（需給契約終了後の債権債務関係）
需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

第４２条（供給方法および工事）
当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

第４３条（工事費負担金等相当額の申受け等）
(1) 当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、臨時工事費の精算金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として工事着手前に申し受けます。
(2) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

Ⅷ その他

第４４条（反社会的勢力の排除）
お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、お客さまが当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、お客さまとの電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、お客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

第４５条（準拠法）
約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これらにしたがって解釈されるものといたします。

第４６条（管轄裁判所）
需給契約に関する訴訟については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
第４７条（信用情報の共有）
当社は、お客さまが第３９条（解約等）(1)ロ、ハまたはニに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者に提供することがあります。

第４８条（お客さまの個人情報の共同利用）
当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社が Web サイトにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

第４９条（ブロックチェーン技術について）
当社の「再エネ 100」および「プレミアム RE100」の電力は、発電所指定および電力のトレーサビリティ提供のためにブロックチェーン技術を利用しております。
(1) 当社が利用するブロックチェーン技術について
当社では、電力トレーサビリティによる透明性と、お客さまの情報保護を両立するため、2 種類のブロックチェーンを組み合わせて利用しています。
イ　プライベートチェーン（お客さま情報の記録用）
役割：お客さまの電力使用量などを記録します。当社が運用し当社のみが記録を行いますが、その内容は改ざんされていないことを証明するため、外部からも確認可能な状態にしています。
ロ　パブリックチェーン（記録情報の証明用）
役割：プライベートチェーンの要約情報（ハッシュ値）を記録し、情報が改ざんされていないことをグローバルなネットワークで保証します。
(2) ご利用に伴う情報取扱いへの同意
ご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただく必要がございます。
① 情報の記録について
「再エネ 100」および「プレミアム RE100」の電力をご利用の際に、以下の情報がプライベートチェーンへ記録されます。
送信元アドレスおよび送信先アドレス（※1）、30 分電力量（※2）、年月日、コマ
※1 ブロックチェーン固有のウォレットを表すランダムな英数字から成る ID です。これらの ID は、当社の別システムにある申込者情報と紐づく情報です。お客さまのお名前やご住所などの情報はブロックチェーン上には一切記録されません。
※2 パブリックチェーンには、プライベートチェーンへ記録した情報を集約・暗号化した情報（ハッシュ値）のみが記録されます。30 分電力量がパブリックチェーンへ記録されることはありません。
② 情報の公開について
当社がプライベートチェーンへ記録した上記の情報（ID や電力量）は、透明性を担保するため、第三者が閲覧可能な状態となります。ただし、閲覧できるのは数値や ID のみであり、それらの情報からお客さまが特定されることはありません。

③　記録の永続性について

ブロックチェーンの性質上、一度記録された情報は削除や変更ができません。これにより「改ざんされていない電力トレーサビリティ情報である」ことが将来にわたって証明されます。

第５０条（一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項）

お客さまには、約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

附則

第１条（約款の実施期日）

この約款は、2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

第２条（この約款の実施日を含む料金の算定期間の特例）

(1) 託送供給等約款の改定にともない、第３６条（需給契約の変更）(2)にもとづき 2026 年 11 月 1 日を新料金単価適用開始日として料金単価を変更する場合、同日を含む料金の算定期間（その開始日が 2026 年 10 月 31 日以前であるものに限ります。）の料金は、第２０条（料金の算定）および第２１条（日割計算）にかかわらず、当該料金の算定期間を次の 2 つの期間に区分し、イ の期間については 2026 年 10 月 31 日において適用されていた料金単価を、ロ の期間については 2026 年 11 月 1 日以降に適用される料金単価をそれぞれ適用して算定した金額を合計して算定いたします。

イ) 当該料金の算定期間の開始日から 2026 年 10 月 31 日までの期間（以下「改定前期間」といいます。）

ロ) 2026 年 11 月 1 日から当該料金の算定期間の末日までの期間（以下「改定後期間」といいます。）

(2) 改定前期間および改定後期間の日数は、それぞれその開始日および末日を含むものとし、両期間の日数の合計は当該料金の算定期間の日数と一致するものといたします。

(3) 改定前期間の使用電力量は、第１９条（使用電力量の算定）(1)により算定される 30 分ごとの使用電力量を当該期間において合計した値とし、改定後期間の使用電力量は、当該料金の算定期間の使用電力量から改定前期間の使用電力量を差し引いた値といたします。ただし、30 分ごとの使用電力量により改定前期間の使用電力量を算定できない場合には、改定前期間の使用電力量は、当該料金の算定期間の使用電力量を改定前期間および改定後期間の日数の比により按分した値といたします。なお、改定前期間の使用電力量の端数は、第５条（単位および端数処理）(2)により処理いたします。

(4) 基本料金は、第２１条（日割計算）(1)イにかかわらず、次の算式により、改定前期間および改定後期間のそれぞれについて算定いたします。

1 月の基本料金×（改定前期間または改定後期間の日数／検針期間の日数）

(5) 従量料金、電源調達費調整額、燃料費等調整額（個別に定める場合に限る。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、改定前期間および改定後期間のそれぞれの使用電力量に、当該期間に適用される単価を適用して算定いたします。ただし、別表Ⅱの従量料金は、別表Ⅱ第１条（従量料金）(1)により、30 分ごとの使用電力量に同時刻に適用される従量単価を乗じて算定いたします。

(6) 2026 年 10 月 31 日以前に終了する料金の算定期間の料金は、従前の例により算定いたします。

別表Ⅰ

スタンダード・再エネ 100・
プレミアム RE100(固定)

第１条 (電源調達費調整額)

(1) 電源調達費調整額は、その１月の使用電力量に電源調達費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 電源調達費調整単価

電源調達費調整単価は、次の算式によって算定いたします。なお、電源調達費調整単価の単位は１銭とし、端数については小数点以下第１位で四捨五入いたします。

電源調達費調整単価＝｛（JEPX 調整単価×X）＋（燃料費調整単価×Y）｝

X･Y の値は、次のとおりといたします。

適用期間	北海道エリア・東北エリア・関東エリア		中部エリア・北陸エリア・関西エリア・四国エリア・中国エリア・九州エリア	
	X	Y	X	Y
4月の料金に係る検針期間等	34%	66%	21%	79%
5月の料金に係る検針期間等	37%	63%	27%	73%
6月の料金に係る検針期間等	39%	61%	35%	65%
7月の料金に係る検針期間等	56%	44%	51%	49%
8月の料金に係る検針期間等	57%	43%	55%	45%
9月の料金に係る検針期間等	57%	43%	53%	47%
10月の料金に係る検針期間等	43%	57%	40%	60%
11月の料金に係る検針期間等	47%	53%	44%	56%
12月の料金に係る検針期間等	53%	47%	53%	47%
1月の料金に係る検針期間等	58%	42%	58%	42%
2月の料金に係る検針期間等	58%	42%	59%	41%
3月の料金に係る検針期間等	50%	50%	46%	54%

（3） JEPX 調整単価

イ） JEPX 調整単価

JEPX 調整単価は、次の算式によって損失率を補正した消費税等相当額を含む値といたします。また JEPX 調整単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

JEPX 調整単価＝(平均 JEPX 単価－基準 JEPX 単価) ／(1－損失率) ×（1＋消費税率)

損失率は、次の各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
7.9%	8.5%	6.9%	7.1%	7.8%

関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
7.8%	7.7%	8.1%	8.6%

ロ） 平均 JEPX 単価

平均 JEPX 単価は、平均 JEPX 単価算定期間における JEPX 公表の全日の午前 8 時から午後 10 時のエリアプライス平均値といたします。なお、平均 JEPX 単価の単位は 1 銭とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ） 基準 JEPX 単価

基準 JEPX 単価は、次のとおりといたします。なお、基準 JEPX 単価の単位は 1 銭といたします。

	北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
夏季	10.57	10.92	12.15	11.71	11.08
冬季	12.10	11.23	11.71	11.37	10.82
その他季	10.25	10.31	11.54	10.85	10.28

	関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
夏季	11.33	10.83	10.08	9.79
冬季	11.07	10.64	9.90	9.52
その他季	10.39	9.76	9.18	8.14

単位：円/kWh

季節区分：夏季（7･8･9 月）、冬季（12･1･2 月）、その他季（夏季と冬季の期間を除く期間）

ニ) JEPX 調整単価の適用

平均 JEPX 単価算定期間に対応する JEPX 調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均JEPX単価算定期間	JEPX調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （閏年の場合：毎年 2 月 1 日から 2 月 29 日までの期間）	その年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

(4) 燃調費調整単価

燃料費調整単価は、0.00 円といたします。

(5) 電源調達費調整単価のお知らせ

当社は、電源調達費調整単価を、平均 JEPX 単価算定期間の翌月に当社 Web サイト上に掲載する方法でお知らせいたします。このためお知らせの時期は当該電源調達費調整単価が適用される電力使用期間の直前または事後となります。

第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 3 条（各プランの特徴）

(1) スタンダード

卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。

(2) 再エネ 100

再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。

(3) プレミアム RE100

RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。

※ この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

第４条（料金単価）

北海道エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	611.50	611.50	611.50
	15A	917.25	917.25	917.25
	20A	1,223.00	1,223.00	1,223.00
	30A	1,834.50	1,834.50	1,834.50
	40A	2,446.00	2,446.00	2,446.00
	50A	3,057.50	3,057.50	3,057.50
	60A	3,669.00	3,669.00	3,669.00
従量料金単価	1kWhあたり	27.38	28.48	29.58

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	611.50	611.50	611.50
従量料金単価	1kWhあたり	27.38	28.48	29.58

動力（低圧電力）		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	1,192.10	1,192.10	1,192.10
従量料金単価	1kWhあたり	24.60	25.70	26.80

東北エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	432.80	432.80	432.80
	15A	649.20	649.20	649.20
	20A	865.60	865.60	865.60
	30A	1,298.40	1,298.40	1,298.40
	40A	1,731.20	1,731.20	1,731.20
	50A	2,164.00	2,164.00	2,164.00
	60A	2,596.80	2,596.80	2,596.80
従量料金単価	1kWhあたり	30.26	31.36	32.46

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	432.80	432.80	432.80
従量料金単価	1kWhあたり	30.26	31.36	32.46

動力（低圧電力）		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	966.50	966.50	966.50
従量料金単価	1kWhあたり	30.81	31.91	33.01

関東エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	490.41	490.41	490.41
	15A	735.62	735.62	735.62
	20A	980.82	980.82	980.82
	30A	1,471.23	1,471.23	1,471.23
	40A	1,961.64	1,961.64	1,961.64
	50A	2,452.05	2,452.05	2,452.05
	60A	2,942.46	2,942.46	2,942.46
従量料金単価	1kWhあたり	27.70	28.80	29.90

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	490.41	490.41	490.41
従量料金単価	1kWhあたり	27.70	28.80	29.90

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	1,095.95	1,095.95	1,095.95
従量料金単価	1kWhあたり	25.87	26.97	28.07

中部エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	552.01	552.01	552.01
	15A	828.02	828.02	828.02
	20A	1,104.02	1,104.02	1,104.02
	30A	1,656.03	1,656.03	1,656.03
	40A	2,208.04	2,208.04	2,208.04
	50A	2,760.05	2,760.05	2,760.05
	60A	3,312.06	3,312.06	3,312.06
従量料金単価	1kWhあたり	26.33	27.43	28.53

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	552.01	552.01	552.01
従量料金単価	1kWhあたり	26.33	27.43	28.53

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	943.39	943.39	943.39
従量料金単価	1kWhあたり	25.09	26.19	27.29

北陸エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	390.00	390.00	390.00
	15A	585.00	585.00	585.00
	20A	780.00	780.00	780.00
	30A	1,170.00	1,170.00	1,170.00
	40A	1,560.00	1,560.00	1,560.00
	50A	1,950.00	1,950.00	1,950.00
	60A	2,340.00	2,340.00	2,340.00
従量料金単価	1kWhあたり	24.89	25.99	27.09

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	390.00	390.00	390.00
従量料金単価	1kWhあたり	24.89	25.99	27.09

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	730.00	730.00	730.00
従量料金単価	1kWhあたり	23.35	24.45	25.55

関西エリア　　単位：円

従量電灯A		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	6kVA未満	884.50	884.50	884.50
従量料金単価	1kWhあたり	26.52	27.62	28.72

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	301.50	301.50	301.50
従量料金単価	1kWhあたり	26.52	27.62	28.72

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	760.00	760.00	760.00
従量料金単価	1kWhあたり	23.97	25.07	26.17

中国エリア　　単位：円

従量電灯A		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	6kVA未満	922.32	922.32	922.32
従量料金単価	1kWhあたり	27.44	28.54	29.64

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	310.77	310.77	310.77
従量料金単価	1kWhあたり	27.44	28.54	29.64

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	866.40	866.40	866.40
従量料金単価	1kWhあたり	24.75	25.85	26.95

四国エリア　　単位：円

従量電灯A		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	6kVA未満	1,030.50	1,030.50	1,030.50
従量料金単価	1kWhあたり	26.57	27.67	28.77

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	343.50	343.50	343.50
従量料金単価	1kWhあたり	26.57	27.67	28.77

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	896.30	896.30	896.30
従量料金単価	1kWhあたり	24.19	25.29	26.39

九州エリア　　単位：円

従量電灯B		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	10A	550.99	550.99	550.99
	15A	826.49	826.49	826.49
	20A	1,101.98	1,101.98	1,101.98
	30A	1,652.97	1,652.97	1,652.97
	40A	2,203.96	2,203.96	2,203.96
	50A	2,754.95	2,754.95	2,754.95
	60A	3,305.94	3,305.94	3,305.94
従量料金単価	1kWhあたり	24.20	25.30	26.40

従量電灯C		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kVAあたり	550.99	550.99	550.99
従量料金単価	1kWhあたり	24.20	25.30	26.40

動力(低圧電力)		スタンダード	再エネ100	プレミアムRE100
基本料金	1kWあたり	969.47	969.47	969.47
従量料金単価	1kWhあたり	22.53	23.63	24.73

別表Ⅱ

Green Direct スタンダード・
Green Direct 再エネ100・
Green Direct プレミアムRE100

第１条 (従量料金)

(1) 従量料金

従量料金は、30 分ごとの使用電力量(kWh)に同時刻の従量単価を乗じたものを、月間で合計したものが請求されます。従量料金の計算式は次のとおりとします。

従量単価＝電源調達単価＋託送従量単価(標準接続送電サービス)＋手数料

(2) 電源調達単価

電源調達単価は次のとおりとします。この値は、小数点以下第３位で四捨五入するものとします。

電源調達単価=JEPX スポット価格(※1)×〔1+消費税率〕÷〔１－損失率(※2)〕

※1:JEPX スポット価格とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、当該一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマ毎のエリアプライスを指します。

※2:損失率は、次の各エリアの一般送配電事業者が託送供給等約款で定める値とします。

北海道エリア	東北エリア	関東エリア	中部エリア	北陸エリア
7.9%	8.5%	6.9%	7.1%	7.8%

関西エリア	中国エリア	四国エリア	九州エリア
7.8%	7.7%	8.1%	8.6%

第２条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額

（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第３条（各プランの特徴）

(1) スタンダード

卸電力より調達する電気と FIT 電気(※)等を組み合わせた電気を供給いたします。再エネ比率や CO2 排出係数をお約束することはできません。

(2) 再エネ 100

再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。

(3) プレミアム RE100

RE100 基準に適合した再生可能エネルギーの電気および FIT 電気(※)に環境価値を持つ非化石証書を組み合わせることで、RE100 基準に適合した再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。発電所の指定も可能です。また、GHG プロトコル新基準にて検討されている時間単位での再エネ供給（アワリーマッチング）も実施いたします。

※ この電気を調達する費用の一部は、当社以外のお客様も含めて電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。この電気には非化石証書を使用していないため、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力電源などを含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

第４条 (料金単価)

従量電灯B Green Direct スタンダード・従量電灯B Green Direct 再エネ100・従量電灯B Green Direct プレミアムRE100・
従量電灯C Green Direct スタンダード・従量電灯C Green Direct 再エネ100・従量電灯C Green Direct プレミアムRE100
（北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア）

	基本料金（10A又は1kVAあたり）（単位：円）			従量料金単価（1kWhあたり）（単位：円）		
		内）託送基本料金単価	内）容量拠出金相当単価	電源調達単価	託送従量料金単価	手数料
北海道エリア	587.40	477.40	110.00	30分毎に変更	8.24	ご契約による
東北エリア	389.40	279.40			9.92	
関東エリア	461.08	351.08			6.97	
中部エリア	516.51	406.51			7.91	
北陸エリア	352.00	242.00			6.83	
九州エリア	508.37	398.37			7.80	

従量電灯A Green Direct スタンダード・従量電灯A Green Direct 再エネ100・
従量電灯A Green Direct プレミアムRE100（関西エリア、中国エリア、四国エリア）

	基本料金（単位：円）			従量料金単価（1kWhあたり）（単位：円）		
		内）託送基本料金単価	内）容量拠出金相当単価	電源調達単価	託送従量料金単価	手数料
関西エリア	834.90	504.90	330.00	30分毎に変更	8.25	ご契約による
中国エリア	869.02	539.02			9.63	
四国エリア	973.50	643.50			9.54	

従量電灯B Green Direct スタンダード・従量電灯B Green Direct 再エネ100・

従量電灯B Green Direct プレミアムRE100（関西エリア、中国エリア、四国エリア）

	基本料金（最初の6kVAまで）（単位：円）			従量料金単価（1kWhあたり）（単位：円）		
		内）託送基本料金単価	内）容量拠出金相当単価	電源調達単価	託送従量料金単価	手数料
関西エリア	1,164.90	504.90	660.00	30分毎に変更	8.25	ご契約による
中国エリア	1,199.02	539.02			9.63	
四国エリア	1,303.50	643.50			9.54	
	基本料金（6kVAをこえる1kVAにつき）（単位：円）			従量料金単価（1kWhあたり）（単位：円）		
		内）託送基本料金単価	内）容量拠出金相当単価	電源調達単価	託送従量料金単価	手数料
関西エリア	278.30	168.30	110.00	30分毎に変更	8.25	ご契約による
中国エリア	289.67	179.67			9.63	
四国エリア	324.50	214.50			9.54	

低圧電力 Green Direct スタンダード・低圧電力 Green Direct 再エネ100・低圧電力 Green Direct プレミアムRE100

	基本料金（1kWあたり）（単位：円）			従量料金単価（1kWhあたり）（単位：円）		
		内）託送基本料金単価	内）容量拠出金相当単価	電源調達単価	託送従量料金単価	手数料
北海道エリア	1,116.50	1,006.50	110.00	30分毎に変更	4.46	ご契約による
東北エリア	866.80	756.80			9.87	
関東エリア	987.92	877.92			4.54	
中部エリア	853.39	743.39			6.07	
北陸エリア	649.00	539.00			4.69	
関西エリア	680.90	570.90			5.10	
中国エリア	775.10	665.10			6.44	
四国エリア	810.70	700.70			6.46	
九州エリア	880.91	770.91			5.53	

以上